

～ 男女共同参画社会の実現に向けて～

モア MORE

幸手市^{ひと}女と^{ひと}男の情報紙
第31号 2026

モア(MORE)とは、^{ひと}女と^{ひと}男がより豊かに、よりすばらしい男女共同参画社会実現への願いを込めて命名しました。

表紙の絵

市民一人ひとりが性別にかかわらず、幸せで充実した社会生活を送ることができ、共に育み合う社会が実現することを心から願っています。

特集

男性育休で
^{ともそだ}
共育てを!



絵・デザイン 三澤 昭人 作



男性育休で^{ともそだ}共育てを! 2,3ページ
^{ひと}女と^{ひと}男の共生セミナー 4ページ
パープルリボンキャンペーン、男女共同参画週間 4ページ

特集 男性育休で共育てを!

※共育て…保護者が互いに協力し、子育てをすること

Q1. 育児休業って男性も取れるの?

育児休業は、原則1歳未満の子どもを養育するための休業です。育児・介護休業法という法律で定められており、取得の希望があった際、事業主はそれを拒むことはできません。育児休業は女性だけでなく、男性も取得でき、妻が専業主婦や育児休業中でも申請することができます。

令和3年の「育児・介護休業法」の改正をうけ、より柔軟に育児休業を取得することができるようになりました。

産後パパ育休(出生時育児休業)について

子どもが生まれてから8週間以内に**4週間**の休業を分割して**2回**取得することができます。これにより長期離脱を避けることができるほか、ママと交代して休業することが可能となります。

また、労使協定を締結した場合は、労働者が合意した範囲内で、休業中の就業も可能となりました。

	産後パパ育休 (出生時育児休業制度)	育児休業制度
対象期間 取得可能日数	子の出生後 8週間以内に4週間 まで	原則1歳 (最長2歳)まで
申出期間	原則休業の 2週間前 まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回 取得可能 (初めにまとめて申出)	分割して2回 取得可能 (取得の際に申出)
休業中の就業	労使協定を締結している場合に 限り、労働者が合意した範囲で 休業中に就業することが可能	原則就業不可



幸手市の
マスコット
「さっちゃん」

産後パパ育休と育児休業制度
で合わせて最大4回、休業を
分割できるから、家庭状況に
合わせて休業パターンを選択
することができるよ♪

Check

他にも多くの改正点があります。
詳細はコチラをチェック!
「そのときのために、知っておこう。
育児休業制度」/厚生労働省



Q2. 男性が育児休業を取得するメリットって?

女性

- ・夫婦ともに育児の不安や喜びを共有できる
- ・家庭内での育児や家事の分担がスムーズになる
- ・産後うつなどのリスクの減少
- ・復職に前向きになれる

Check

約10人に1人の女性が産後うつになるとも言われています。産後の女性のケアの観点からも、パートナーの育児休業は重要だと考えられています。

男性

- ・父性が芽生え、親としての責任感が増す
- ・妻や子どもとのコミュニケーションが増え、絆が深まる
- ・家庭と仕事の両立により、調整力・マネジメント力が向上する
- ・職場以外でのコミュニティができる

Check

男性は仕事、女性は育児といったアンコンシャスバイアス(無意識の偏見)や、パタハラ(育児休業等を理由に上司や同僚から嫌がらせを受けること)から男性は女性より育児休業を取得しにくい現状があります。

会社

- ・属人化(個人に依存している状態)からの脱却、業務効率アップ
- ・従業員の満足度の向上
- ・女性の社会進出、離職率の低下
- ・企業のイメージアップにより、優秀な人材確保につながる

Check

10～20代の若年層への調査で、約61%の男性が、男性の育児休業取得実績のない企業へは就職したくない、と回答しました。

育児休業等を理由に解雇や不当な扱いをすることは、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法で禁止されているよ!



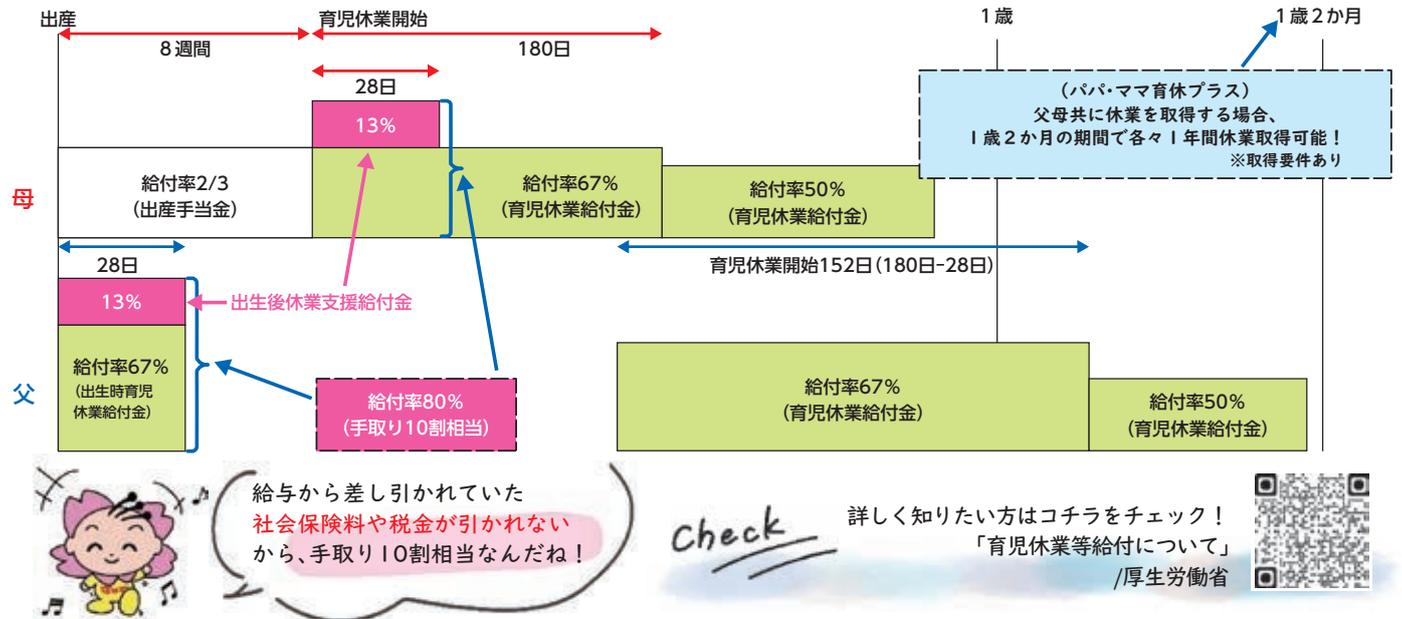
Q3. 休業中の収入は減ってしまうの？

原則1歳までは**育児休業給付金**が支給されます。**育児休業等給付金は非課税**であり、また、育児休業中は**社会保険料(健康保険料・厚生年金保険料)**が免除されます。

更に、子どもの出生直後の一定期間内に、原則、両親がともに14日以上**の育児休業**を取得する場合、最大28日間、**出生後休業支援給付金**(給付率13%相当)の支給を受けることができ、他の給付金と合わせて**手取り10割相当**の給付となります。

※出生後休業支援給付金は令和7年4月1日から開始されました

◆支給額のイメージ◆



Q4. 育児休業をとるにはどうしたら良い?

01 夫婦で話しあおう!

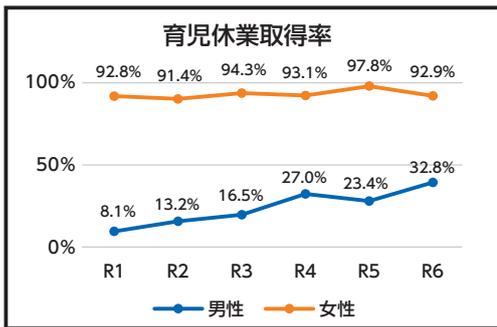
育児休業プランや、家事・育児の分担など話し合みましょう。

02 会社へ相談し、申請準備をしよう!

勤務先の支援制度と申請時期について確認しましょう。

03 育児休業前の準備をしよう!

業務の引継ぎ書やマニュアルの作成をし、引継ぎの準備をしましょう。関係機関への挨拶も忘れずに!



(「令和元年度～令和6年度埼玉県就労実態調査報告書」を参考に作成)

令和6年度の埼玉県での育児休業取得率は**男性が32.8%、女性が92.9%**で、**男性の取得率が過去最高になったよ!**



子どもの成長は一度きり! 夫婦どちらかが育児をする“**孤育て**”ではなく、**共に育てる“共育て”**をしましょう!

もっと詳しく知りたい方はコチラ!
育児休業制度や体験談等も掲載。各種資料ダウンロードも!

育MEN
イクメンプロジェクト

事業者の方はコチラ!

助成金を受けられる場合があります。

従業員の仕事と家庭の両立について、無料で支援を行います。

「両立支援等助成金のご案内」/厚生労働省
「仕事と家庭の両立支援プランナー」の支援を希望する事業者の方へ/厚生労働省

※令和7年11月時点の情報です



令和7年度 ^{ひと} ^{ひと} 女と男の共生セミナー ユースクリニック

講師 高橋 幸子氏

(一般社団法人 彩の国思春期研究会代表理事、埼玉医科大学病院産婦人科 助教)



← 講演の様子

↓ 書籍の紹介



↓ 参加者の感想

大変勉強になりました。
「性」との向き合い方が少しポジティブになった感覚です。

小さなうちから性教育を始めることが大切だなと思いました。

ユースクリニックについて、もっと広まって欲しいと思います。
男女共に身体のことを知るといってお互いを思い合うことにつながると思うので大切だと感じます。

ユースクリニックとは、10代～20代を対象とした健康や心の悩み、性に関する相談・支援を行う専門の相談窓口です。幸手市初となるユースクリニックを令和7年11月2日(日)の健康福祉まつりで開設しました。

当日は10代から70代までの162名に参加いただきました。女性が78%、男性が22%と女性が多い中、ご夫婦でお子さんを連れて参加された男性や保健師を目指す男子学生の姿もありました。

年配の方からは「子どもや孫にこのような知識をしっかり身につけてほしい」との意見をいただき、また、参加された民生委員からは望まない妊娠や児童虐待など、日常の活動から関連する思いを語っていただきました。

アンケートでは、性に関する新しい知識を得る場になったこと、様々な教材の存在を知ったこと、保護者が子どもたちに積極的にかかわっていく必要性など、前向きなご意見や感想をいただくことができました。

ユースクリニックを開設し、『「性」について正しい知識を持ち、適切に行動すること、それは生命への畏敬を持ち、すべての人がより充実した生涯を送ることにつながる。』ということを強く実感しました。

パープルリボンキャンペーン

埼玉県では、「女性に対する暴力をなくす運動」を多くの人に啓発するため、県民の皆様によりパープルリボンを作ってもらい、タペストリーを完成させるというキャンペーンを実施しています。

幸手市では、「女性に対する暴力をなくす運動」の取組みとして、令和7年10月10日(金)～10月19日(日)まで実施しました。



(埼玉県63市町村のうち、36市町村参加)

※タペストリー 壁掛けなどの装飾用の織物

6/23～6/29は男女共同参画週間！！



毎年期間中は、市役所本庁舎1階ロビーにてパネル展を開催しています。

テーマを「男性育休のススメ」とし、パネル展示を行いました。

編集後記

モア第31号が市民の皆様の手が届く嬉しさと、次号に向けての意気込みで胸が高鳴っています。さて、今回は、諸先輩方や昨年10月に加わった新メンバーと共に、昨今注目されているテーマについて、性別や世代を超えて意見交換を重ね、完成に至りました。次号も楽しみにお待ちしております。

2026年3月1日発行(年1回発行) 第31号 / 幸手市総務部人権推進課発行 幸手市男女共同参画推進協議会編集
〒340-0192 幸手市東4-6-8 TEL 0480-43-1111 内線162 FAX 0480-43-1125
(女と男の情報紙「モア」について、ご意見・ご感想をお寄せください。)